

第5回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成28年2月10日（水）10:30～12:00

場 所：議事堂6階601委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員13人

資料：検討会資料

資料1 第5回三重県手話言語に関する条例検討会に招致の有識者
有識者 資料

委員：それでは、皆さん、お疲れ様でございます。

ただ今から、第5回三重県手話言語に関する条例検討会を開催いたします。

本日は、有識者からの意見聴取を行うため、東京都北区議会議員の斉藤りえ（さいとう りえ）様に、お越しをいただいております。

時間配分として、斉藤様から60分程度お話をいただき、その後質疑応答を行いたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、斉藤様は聴覚障がいをお持ちであるため、質疑応答の際には要約筆者による補助等をしていただきます。

要約筆者による補助及び傍聴者向けの手話通訳を円滑に行うために、前回もお願いをしたことで繰り返しになりますが、発言をされる際には、挙手をして、例えば「稲垣です」などと名乗ったうえで発言をしていただくよう、ご協力をお願いいたします。

さて、斉藤様におかれましては、ご多用中にもかかわらず、また、去る1月18日には、関東地方の大雪による交通の乱れの影響により来県いただけませんでしたが、以降、急な日程調整で無理をお願いしたにもかかわらず、本日の出席をご快諾いただきまして誠にありがとうございます。

三重県手話言語に関する条例検討会を代表しまして御礼を申し上げますとともに、本日は、ご自身の様々なご経験に基づく忌憚のないご意見をお聞かせいただきますように、よろしく願いをいたします。

ここで、簡単に斉藤様について、ご紹介をさせていただきます。

斉藤様のプロフィールは、資料1のとおりで、1歳10か月の時に、髄膜炎のため聴力を失われましたが、銀座の高級クラブでは、筆談を駆使した独自の接客で人気となり、そのご活躍を描いた著書『筆談ホステス』はベストセラーとなりました。また、この『筆談ホステス』は、ドラマ化されてテレビで放映されたことも、皆様ご承知のことと存じます。

昨年4月の東京都北区議会議員選挙ではトップ当選をされ、現在は北区議会議員としてご活躍でございます。

それでは、斉藤様、どうぞよろしく願いをいたします。

有識者 : 座ったままでよろしいでしょうか。

障がいのある方も、ない方もともに活躍できる社会に向けて、今日はお話しさせていただきます。

皆様、はじめまして。東京都北区で、区議会議員を務めさせていただいております。斉藤りえです。今日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。簡単に自己紹介させていただきます。青森生まれで、今は東京の北区に、5歳の娘と2人で仲良く、楽しく住んでいます。

津にお伺いするのは今回が初めてです。北区では、まだ手話言語条例に関しての議論は進んでおりませんが、今日このように、お声がけいただきましたこと、改めて感謝いたします。

さて、私は耳が全く聞こえませんが、お話しすることはできますが、聞き取りにくいかもしれません。そのため、今日は、このようにパワーポイントを字幕のように表示し、お話しさせていただきます。それでは、よろしくお願ひします。

まず始めに、私の所属している北区での、手話言語条例への取り組みについて、ご説明させていただきます。

区内にある当事者団体からは、過去数年、要望が出されています。議会では「手話言語条例」について議論されたことはありませんでした。昨年9月に、私が議会で提案したのが初めてのことでした。ただ、一昨年、国に対して、「手話言語法」の制定を求める意見書の提出を行っています。しかし、区で独自に手話言語条例を制定することには前向きな回答は見られませんでした。これは、東京23区、他の全ての区でも同じですし、東京都としても、条例に関しては前向きには検討されていません。非常に残念に思います。今後も、積極的に提案していこうと思っております。以上、簡単ではありますが、先に、北区での手話言語条例に対する現状の取組について、ご説明させていただきました。

今日は、私のこれまでの半生をお話しさせていただくとともに、半生を通して学ばせていただいたことを、皆様にお伝えできればと思います。その中で、皆様にお伝えさせていただきたいことは、細かい政策に関してではありません。「障がいを持っていても、環境次第で活躍できる」、「障がいの有無で分ける必要はない」という、2つのメッセージです。そして、そのためには、周りの方の温かい理解や、応援が前提として、大事だということも、皆様に知っていただけますと幸いです。健常者の方から見ると、「障がいがあるって、大変ね!」、「障がい者になってしまっ、かわいそうに」、と思われる方もいらっしゃると思いますが、健常者の方も、十人十色であるように、背が高い人、低い人、肌の色も、それぞれ違うように、耳が聞こえない人、目が見えない人もいるわけですし、障がいがある方も、人それぞれです。

私の周りの障がいがある人は、障がいを、自分の個性として、武器にして

しまうほど、生命力溢れるほどエネルギッシュな方ばかり。障がいならではの魅力や良き面を上手に引き出している方ばかりなのです。一緒にいるととても、嬉しくなり私まで前向きに更にポジティブになれます。

次は、「障がいについて」。

突然ですが、日本には障がい者が人口の何%いるか、ご存知でしょうか？

1%・3%・5%・10%

この4つの中から手を上げてみてください。

ここにいらっしゃる皆様は、すでに詳しいでしょうから、釈迦に説法となり恐縮です。ただ、意外とこのことを知らない方が多いのです。

では、まず、1%だと思う方。次に3%だと思う方。ありがとうございます。次に5%だと思う方。ありがとうございます。最後に10%だと思う方。ありがとうございます。

実は、5%ほどだと言われています。

私のような体に障がいのある「身体障がい者」、そして「知的障がい者」と「精神障がい者」を含めると、20人に1人、人口の5%ほどいらっしゃいます。ですので、例えばこの中にも、障がいをお持ちの方がいたとしても、自然なことですね。しかし、障がいがお有りの方が、社会の表に立ってご活躍する姿をお見かけする機会はまだまだ少ないでしょう。例えば、私のような政治家は、全国に3万5,000人程いますが、障がい当事者である議員はほとんどいません。

一方で、もちろん、障がいを持っている当事者である議員は、決して私だけではありません。同じ耳が聞こえない「聴覚障がい」では、2001年に長野県の白馬村で、桜井清枝（すみえ）さんが村議を務められておりました。桜井元村議は手話話者ですので、議会での活動には、手話通訳者がついておりました。他にも、障がいがお有りの方が政治家としてご活躍された事例は、何名もいらっしゃいます。やはり、障がいがお有りの当事者の方が政治家になり、内側から変えていくことの必要性も、感じております。

さて、まずは私自身の障がいに関して、簡単にお話しをさせていただきます。私は1歳10ヶ月のときに、髄膜炎にかかり高熱が出たことがきっかけで、聴力を完全に失いました。幼いときに聴力を失いましたので、「音の記憶」は全くありません。音の概念自体がないので、音が高い、低いなどということ、一体どういう違いなのかも分かりません。

一方で、「音の無い生活」が当たり前ですので、障がいを自然に受け止めることができました。ある程度年を取ってから聞こえなくなる「中途失聴」の方は、「できていたことができなくなる」という不便さや、自信を失ってしまうことも多いようです。同じ「聴覚障がい」といっても、「先天性」なのか「中途」なのかによっても、大きな差があります。両親の身近に、聴覚障がいがお有りの方がいませんでしたので、何もかもが、両親にとっては未

知な世界だったようです。とにかく「障がいがあっても人に迷惑かけず、1人でも生きていける子供に育てる」を目標に頑張ろうという気持ちに毎日が必死だったのでしょう。その後は、熱心に教育環境を整えてくれました。私は、小学校に上る前は、青森の聾学校の幼稚部、保育園、幼稚園と、日替わりで3つ通っていました。

「聴覚障がい者」だと言うと、おそらく多くの方が「手話」で会話していると思っているでしょう。しかし、聾学校で手話を教え始めたのはごく最近のことで、昔は手話が禁止の学校がありましたし、学校によっては手話を教えない学校もあります。特定の音が聞き取りにくい「難聴」の方や、年配になって耳が聞こえにくくなった方も含めると、聴覚障がい者の中で手話を使えるのは、たった14%程度だというデータもあります。

先ほど、「先天性」と「中途失聴」に大きな差がある、というお話しをしました。コミュニケーションの方法にも大きな差があります。先天性の方は手話を中心にお話しされていますが、中途失聴の方は手話を習う機会を得られない場合もあります。私の通っていた学校では、手話は教えていませんでしたので、私は手話の代わりに、「口話法」（こうわほう）という方法で会話をしています。これは、皆さんの口の動きから、言葉を読み取るものです。ゆっくり、大きく、口を動かしていただければ読み取ることができます。

「手話」と「口話」で文化も違うということで、私はこれまで「口話法」を中心としてきましたが、昨年より、手話の勉強もしております。話し方は、幼少期、母が鏡の前で熱心に教えてくれました。口の動き、舌の動き、空気の動き。手作りの絵日記なども使いながら、言葉を教えてくれました。手話が苦手な聴覚障がいがお有りの方がいることに、驚かれた方もいるでしょう。さらに、「手話」というのは、多くの方は「コミュニケーション手段」だと思っているのではないのでしょうか？ 日本語を話す代わりに、手で表す。これは実は大きな間違いで、日本語とも似ているのですが、手話は、独自の言語なのです。ですので、日本語と文法も違いますし、日本語にはない単語もあります。

手話を使われる方は「日本語」と「日本手話」という2つの言語を使っているのです。そのため、言葉を獲得する幼少期に、ふさわしい手話教育を受けられないと、手話を完璧に覚えることはできません。「手話」「口話」によって、言葉の種類も違いますし、言葉に紐づく「文化」も異なります。例えば、打合せや食事会などの「上座」は、健常者の文化では、入り口から一番奥になりますが、手話者の文化では、「真ん中」になります。これは、真ん中の席が、最も手話が見えやすいためです。また時に、「ろう者の方々は、ハッキリした物言いをする」という評価をされることがあります。これはアメリカ人の表現を私たちがストレート過ぎると感じるのと同様、言語から派生する文化様式の違いなのです。もちろん、皆ではありませんが、曖昧な、

または遠まわしな言い方の意味をとらえるのが苦手なため、英語と同じようなはっきり要点を表した言い方になるのです。

少し話がそれますが、聞こえない方へ情報を伝える方法の1つに、「要約筆記」という方法があります。健常者の方がお話しされた言葉を、要約して紙やパソコンで書いて伝えるという方法です。この絵のようなイメージです。要約筆記による情報の保障の場合、複数の方が続けて発言されたとしても、「文字」だけですので、どなたの発言か分かりません。要約筆記を書く方も、声の違いを聞き逃してしまうこともあるそうです。そこで、発言の前には自分の名前を「〇〇です」と述べてから、発言することが必要です。簡単な心遣いですが、知らないだけで、「失礼だ」と思われてしまうかもしれません。

他にも、文章だけで伝えるのですから、抑揚を付けることも難しいです。そのため、「行かないこともない」といった二重表現は、聴覚障がい者にとっては分かりにくい表現です。例えば、ある方が、医師に自分はがんかと聞いたところ「がんとは言い切れない」（がんかどうか、分からない）と紙に書かれたそうです。それを自分の病気は「がんと言う病名であり、切れない（手術できない）」と勘違いし、自分は死んでしまうのとか、と思ったというエピソードがあります。筆談の場合は、曖昧な表現ではなく、簡潔に伝える配慮が必要になります。言葉や情報のサポート方法によって、文化が変わってくるということをご理解いただければと思います。

他にも、聴覚障がい者の「言葉の獲得」に関しては、十分に検討する必要があります。「日本語」と「日本手話」の2つの言語を獲得しなければならぬ、ということに加え、聞こえないと言葉の獲得自体にも、苦勞が伴います。例えば、小さな子どもにりんごを見せて「りんご」と教えれば、子どもは「りんご」という単語を覚えていきます。しかし、聞こえないと、「りんご」と言葉で教えることもできません。また、聞こえる方は、文字と音の2つで、言葉を覚えていきます。聴覚障がい者にはそれができません。教え方にも工夫と、時間をかける必要があります。

ここまで、「口話法」「日本手話」「要約筆記」など、コミュニケーションの方法や、情報のサポートの方法について簡単に触れてまいりました。「手話言語条例」を検討いただくことは大変にありがたいのですが、「手話」ととどまらず、幅広く障がいがお有りの方を、対象に検討いただければと思います。例えば、兵庫県明石市は「手話言語条例」ではなく、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を制定し、手話以外をも、対象にしております。手話だけではなく、耳が不自由な、視覚障がいがお有りの方に対しての「点字」や「音訳」も対象になっています。さらに、知的障がいがお有りの方などへの、情報の保障も検討されています。是非、このような形の条例が普及することを願っております。

話を少し戻して、私自身の体験ですが、「耳が聞こえない」とよく聞かれ

る質問としては、「朝どうやって起きるの?」というものがあります。朝は、いまは携帯電話のバイブで起きています。昔は、振動する腕時計などもありました。中には、タイマー付き扇風機で起きている方もいます。生活で困ることは、たくさんありますが、代表的なものは、電話ができない、満員電車に乗れない。それは、車内掲示板が見られないと、今いる駅が分かりません。災害時の緊急アナウンスが聞こえないなど、不安があります。障がいを持っている当事者からすると、当たり前なことばかりですが、それでも、健常者の方は「言われてみなければ、困っていることに気づかなかった」ということがたくさんあると思います。

今の時期は大丈夫ですが、春になると、花粉症でマスクをされる方が増えます。私は、口元を見て会話を読み取りますので、花粉症の季節は、とても苦勞します。また、手話を使ってお話しされる方は、手に荷物を持っていると会話できません。このようなことも、初めて考える方が多いのではないのでしょうか。特に、聴覚障がい者の場合は、補聴器を付けていないと、健常者と同じように見えますので、「困っていることに気付けない」こともあるようです。是非、当事者の方からのヒアリングを大切にしていきたいと思えます。

これは、私の自治体の例なのですが、区役所の施設で、夜間に一部、電話でしか、受付ができない場所がありました。区役所の方も、障がいがお有りの方からの連絡を想定し、様々なサポートを行っておりましたが、たまたま「想定から漏れてしまった」ようです。このように、悪気がなくとも、当事者ではないと気付けないこともあります。是非、当事者からのヒアリングを大切にしてください。

中学校・高校と進むと、面倒見の良い小学校のお友だちと離れることが淋しく、また新たな環境になじめるか不安もありました。中学校も高校も、聾学校ではない学校に進みましたので、聴覚障がいを持っている学生は私だけでした。おそらく、ほとんどのクラスメートも、聴覚障がい者と会うのは初めてだったのでしょう。私もそうですが、クラスメートの皆さんも、どう接していいのか悩み、神経過敏になり、話しかける勇気が沸かないこともありました。初対面の方ですと、挨拶はできても、自分からはなかなか話しかけられなかったものです。しかし、「おはよう」といった簡単な会話をするだけで、急に仲良くなり、優しくしてくださるようになりました。ほとんどの方は、「障がい者を差別」はしておらず、それまで接したことがないので、「どうしていいのかわからない」、「どうやればいいのかわからない」と思い、そのため、対応が差別的に見えてしまうのでしょうか。そのため、幼いうちから、障がいがお有りの方と、直接会って交流する機会を作るだけで、精神面でのバリアフリーがずっと進むと思っております。そういった機会も、大切にしていればと思います。

実際に、これまでの定例議会では、「福祉作業所」と隣接する「小・中学校」の間での交流会の提案をしてまいりました。定期的な交流は、職員や教員の方への負担になるでしょうから、難しいこともあるかもしれませんが、文化祭などの際に、「福祉作業所で作った製品を展示する」、「小・中学生の絵や作文と一緒に展示する」といったことからでも、交流の機会は作ることができます。今後、北区では是非実現させたいことの1つです。

その後、いくつかの接客業を経験し、ご縁があって銀座でホステスを勤めさせていただきました。銀座のクラブは、お客様がお話しに来られる場所です。ですので、耳が聞こえず、会話が不自由だと「無理だ」と言われることもありました。しかし、同じお店のスタッフや、お客様の理解と、温かい応援のおかげで、壁を感じることなく、乗り越えていくことができました。私は「筆談」で会話をすることが多いのですが、かえって筆談の方が、普段言いにくいことも言えるお客様もいらっしゃるようでした。

「人の心が聴こえる街に」

この言葉は、政治家としての私のキャッチフレーズです。選挙の時に、ボランティアスタッフ皆様と一緒に、一生懸命考えた言葉です。実はこの言葉も、ホステス時代にあるお客様とお話したときに、出会った言葉なのです。私は耳が聞こえず、相手の方がお話しされる言葉全てを理解出来ない時もあります。そのため、常に、「どんなことを言っているのだろうか?」、「どんなお気持ちなのだろうか?」と、言葉以外の部分を読み取ろうと努めてまいりました。耳が聞こえないからこそ、学べることもあります。自分で言うことではないのですが、これは私の特技だと思っています。障がいはマイナスに見えるのですが、私にとっては個性であり、強みでもあると思っています。

私が政治家を志した理由は、障がいをお持ちの方と、健常者が共に働ける社会を作りたいからでした。その意味では、本年4月から施行される障害者差別解消法を始めとする、障がいがお有りの方への理解を促す制度面が充実していくことは、とても嬉しく思います。1歳で聴力を失った私は、物心ついた頃より障がい者として扱われてきました。聴覚障がいがあると、就職先も中々見つからず、様々な悔しい経験もしてきました。私は、いろいろな方とお話しするのが、大好きですので、「接客業」に就きたいとずっと思っていました。耳が聞こえなくても、「筆談」という方法や、ゆっくりお話しいただくことで、接客業を行えると思いましたが、健常者の方からは、「耳が聞こえないと接客業なんてできない」とはじめから、決めつけられてしまうこともありました。働ける環境に恵まれれば、活躍出来る障がいをお持ちの方も沢山いると思います。しかし、障がい者というだけで、その機会に巡り会えない方もたくさんいらっしゃいます。

例えば、「寝たきり社長」こと、佐藤仙務さんという方がいらっしゃいま

す。動かせるのは親指と顔だけという重度の障がいがお有りなのですが、Webサイトを制作する会社を自分で作られています。私は政治家という立場から、障がいがお有りの方が活躍できる環境を作りたいと思い、立候補を決意しました。

次は、「音のない選挙」に移ります。

ここにいらっしゃる皆様は、それぞれ選挙活動をされてきていると思います。「選挙カー」や「駅前での演説」といった方法を使われたのではないのでしょうか。このような活動も、耳が聞こえず、思うように話すことができないと、当たり前ですが行うことができませんでした。これにはとても困りました。選挙カーや街頭演説ができないので、代わりに私の思いを書いたチラシを作り、皆様に配ろうと思いましたが、国会議員の選挙と違い区議会議員の選挙では、チラシを配ることも法律で禁止されており、チラシを配ることはできませんでした。禁止されていることを初めて知ったときは、「どうして配れないのか？」と、とても不思議に思いました。

得意の筆談で、道行く方とお話することも考えましたが、筆談も、大勢の方の目につくように行ってしまうと、「広告」と見なされてしまう可能性があります。選挙では「広告」は厳しく制限されており、決められた場所以外には掲示できません。演説もできない、チラシも配れない、筆談もできないとなると、とても困りました。そこで閃いたのが、ご挨拶をし、名刺を配ることでした。名刺の裏面に簡単な筆談のスペースを作り、そこでお話もできるようにしました。これが実際に使った名刺です。裏面で、筆談ができます。

改めて今振り返ると、日本の選挙に関する法律は、障がい者の立候補を想定していないことを感じます。音が使えないと、聴覚障がい者にはかなり不利です。これは、昔から障がい者は政治の世界では「介助」の対象で、「障がい者は健常者に助けられる存在」だと思われているからでしょう。障がい者が活躍することなんて、昔は誰も考えていなかったのです。しかし、環境さえあれば、もちろん、障がい者だって健常者以上に活躍することもできます。私も、障がいを持っている当事者の1人として、障がいがある方も議員ができることを証明していきたいと思っています。

そして、やはり、障がいの当事者が政治家になり、内側から変えていくことは、とても重要だと思います。まずは障がいがお有りの方が、投票するという点からバリアフリーを考えつつ、その先の「議員になる」という点も、考えていく必要があります。これは「手話言語条例」も同じです。障がい者が「生活しやすい」ではなく、「活躍できる」環境を作ることがあるべき政策です。「耳が聞こえなくて、話すことも苦手だと、どうやって政治家としての活動を行っているのか」と多くの方に聞かれます。今日のように、マイクでお話しながら、スライドを映すことができれば、良いのですが、議会で

は「声」のみしか使ってはならず、話す内容を筆談することも禁止されています。そこで、「音声読み上げソフト」というものを使っています。

私が伝えたいことをパソコンに入力し、「再生ボタン」を押すと、私に変わってパソコンが文章を読み上げてくれるソフトです。事前に原稿を作っておくだけではなく、タイピングすればその場で会話することもできます。「音声読み上げソフト」は声の代わりですが、耳の代わりとなっているのが「音声同時翻訳ソフト」と呼ばれているソフトです。こちらは、皆様がお持ちのスマートフォンの「音声入力」をイメージしていただければ、分かりやすいと思います。他の方がお話しされた言葉が、マイクを通し、パソコン上に文字として表示されます。議会では、全てのマイクがパソコンにつながっており、どなたが発言されても、全て文字に変換されます。議会の私の席には、タブレット端末が置いてあり、そこに文字が表示されるようになっています。もちろん、まだまだ誤って変換されてしまうこともありますが、それでもとても便利です。

「情報を保障」することも、とても難しいことがあります。それでは、「どの程度まで情報を保障すべきか」ということです。例えば、音声ソフトには誤変換がありますが、ソフトの精度をあげて、誤りをゼロにすることは現実的ではないかもしれません。言葉の要点だけを書く「要約筆記」も、一部情報が圧縮されてしまい、省略されてしまうこともあります。冒頭でご紹介した、元白馬村議の桜井さんは、「手話通訳」が認められておりました。手話は、目で見ていないと、内容を理解できません。皆様ご存知の通り、議会には紙の資料が多く、そのため、資料を見ていると、手話を見逃してしまいます。健聴者であれば、目で資料を見ながら耳で話を聞けるのですが、聴覚障がい者は、目でしか情報を得られないため、資料を見ながら話を聞くのが難しいのです。

そこで、手話通訳とともに、「見逃した」場合に情報を確認するために、「要約筆記」も追加で置いてほしい、と要望されたそうです。しかし、健聴者の方も、「聞き逃す」ことがあるため、「手話」と「要約筆記」は、かえって聴覚障がい者の方が恵まれてしまう、という反対意見が多かったそうです。最終的には、桜井村議の要望が通ったのですが、このように、障がいの当事者でないと、「何に、どの程度困っているか」は分からないと思います。是非、ヒアリングの機会や当事者の視点になって考えるということをお願いしたいと思います。

北区では、他の議員の皆様より、大変ご理解をいただきました。音声ソフトの導入は、日本で初めてのことでした。今後、まずは議会から、バリアフリーが進んでいくことを期待します。音声同時翻訳ソフトの導入のおかげで、私の議会活動がスムーズに行えるようになったこと以上に、とても嬉しいことがありました。それは、議会の見学席でも、音声が表示されるタブレット

の貸出が可能になったことです。このことで、私以外の聴覚障がいがお有りの方も議会を見学できるようになりました。北区では実際に、聴覚障害者協会の方や、手話サークルの方が議会の見学にいらっしやっています。そして毎回、微笑みかけてくださり、終わった後には感想や、政策のアイデアをくださいます。そんな皆様から私も、エネルギーをいただいています。北区議会では、障がいがお有りの方の政治参加がますます進んでいます。

また、私が議員になった昨年4月に、兵庫県明石市で、家根谷敦子（やねたにあつこ）さんという聴覚障がいをお持ちの方が立候補され、当選されました。家根谷さんとはお知り合いでもなく、事前に連絡をしていたわけでもありませんが、全く同じ日に、同じ障がいを持った方が立候補され、当選されたことから、社会が変わってきていることを感じました。また、今年4月からは障害者差別解消法が施行されます。障がいをお持ちの方の社会参加も増え、社会の側の理解も、進んできているように感じます。是非、三重県からも、障がいをお持ちの方への理解が進んでいくことを、願っております。

今日は、ありがとうございました。

委員：どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明を受けまして、委員の皆様からご質問などありましたら、お願いいたします。

委員：今日はありがとうございました。

手話言語条例の制定を目指しているんですけども、これによって今までやってきた口話法とか、そういったところの聾学校などでの教え方に変化があるかもしれないなと思っていまして、手話を制定することは大事なんですけれども、その他のコミュニケーション手段もやはり今までと同じように必要なのだろうなと思っているんですけども、聾学校でも、やはり口話法と手話の両方の習得は必要になってくるんでしょうか。

有識者：それぞれの障がい者、当事者の状況に合わせた対応をすることが大事だと思っております。先天性、中途失聴、高齢者といったそれぞれの状態であったり、口話法、手話といった手段であったり、それぞれに合った対応がありますので、口話法も手話も併せて学んだり、理解していくことが大事だと思っております。

委員：聾学校で口話法と手話の二つを教えていくのを三重県ではやっていますけれども、全国的にそういう広がりをしていくのが最適だと思われませんか。それとも、口話法で学んでこられたので、口話法には口話法の良さがあるので、そこも重要だと思ってみえるのか、そのあたりを聞かせていただけますか。

有識者：三重県の聾学校の取り組みのお話のとおり、全国でも口話法と手話の両方を教えていただければ良いと思っております。なぜかと言うと、口話法をしっかりと習得することによって、まだ手話を習得していない健常者の方のコミュニティにも対応できると思うからです。

委員：他にご質問はございますか。

委員：私の娘は、脊髄損傷になりました。お話を伺っておりまして、そういう障がい者の方がおられることで、悲嘆するのではなくて、元気をもらえるという話がありました。私も娘がそういう障がいを持っておりまして、その子は今美容師をしております。同じように働いておりまして、何も区別、差別されておられません。同じように美容師として、一人前に働いて頑張っております。そのことが、私が元気で活動できることにもつながっておりまして、皆さんがそれぞれの障がいという個性を持って、社会の中で一人前に働ける、そういう社会が一番大事だというふうに思います。

今度、手話言語条例を作るという話になりまして、斉藤議員に来ていただいて、それだけではなくて、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」というふうに発展をさせたほうがいいのではないかとというふうな提案をいただきまして、非常に納得をいたしました。そういう意味で、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」について、もう少し踏み込んで教えていただきますようお願いをいたします。

有識者：コミュニケーション条例については、北区ではまだ制定されておられません。（以下パソコンにて筆記）昨年9月に本会議で、手話言語条例の制定に関して提案いたしました。区から前向きな姿勢は見られませんでした。ですから、コミュニケーション条例に関しては、まだ提案をしておりませんが、今後、積極的に取り組むつもりです。鳥取県は、手話言語条例だけではなく、障がい者コミに関して制定されています。そういった事例を参考にさせていただきながら、提案をしていくつもりです。

委員：他はいかがですか。

委員：今日はありがとうございました。

娘さんが一人お見えになります。娘さんとどうやってコミュニケーションを取られていますか。

有識者：娘は、私の口の動きを見るのと合わせて、私の声に聴き慣れているので、私の言葉は全部分かっております。一方で、娘は大きくなるにつれて、私から分からないような言葉を話すことがあります。そういうときは、（以下パソコンで筆記）娘の話、単語が分からない場合は、娘が紙に書いたり、手に文字を書いたりしてくれます。また、字が書けなかった時期は、ディズニーのあいうえおの音声が出る道具を使って、私に伝えてくれていました。

委員：ありがとうございました。娘さんとのコミュニケーションの方法が、私たちや障がいのある方のコミュニケーションにもたぶん応用できるのかなと思いました。

もう一つ。娘さんは学校に行きます。学校に行った経験があります。どんな教育を学校ですることが一番大切だとお考えですか。

有識者：そうですね。一人の母親としては、「何でも自分でできるようになる」ということがもちろん大事です。例えば、相手にしてあげる心や、友達を思いやる

心、そういう心を育てていくことが大事だと思っております。また、周りが健常者の方の幼稚園でも、いろんな障がいを持っている子どもたちとの関わりを持つことも大切だと思っております。子どものときに、仲間などに障がいがあって、お話しする機会などを得ることで、どう対応すれば良いか、どう関わっていけば良いか、早い段階からわかるようになるので、子どものときから障がい者の方と関わっていれば、大人になってからもあまり困ることがありません。ですから、子どものときから、障がい者の方とのふれあう、交流の場を作っていくことが大事だと思っております。

委員：ありがとうございました。

委員：よろしいですか。他にございますか。

委員：聞かせていただいた中で、災害時の緊急アナウンスが聞こえないとか、生活の中で困ることがある三つを聞かせていただきました。たくさんあると思いますが、災害時に、特に斉藤議員は何が大事だと、聴覚障がい者の方にとって、災害が起こった時に必要なことはどういうことか、考えられますか。

有識者：私も今考えているところです。災害時の対応は、聴覚障がい者だけではなく、例えば、高齢者の方で一人暮らしの方。体が思うように動かない、すぐに動けないということも考えられます。ですから、聴覚障がい者だけではなく、高齢者の方も含めて考えていきたいと思えます。

実際、聴覚障がい者の方は、災害時のアナウンス放送などは分かりません。現在、北区の障がい者協会や手話サークル等と話し合っており、今後、解決策の提案をしていきたいと思えます。現状では、区からメールでお知らせをする方法がありますが、携帯を持っていない方や、高齢者の方で目が悪いとか、色々な問題があります。障がい者の方や高齢者の方の特性に合わせていくことが大事だと思えます。

委員：ありがとうございました。今度、条例もそうですが、聴覚障がいをお持ちの方とも一緒に、災害時の避難訓練をしていきたいと思っておりますので、参考になりました。ありがとうございました。

委員：他にいかがですか。

委員：今日はありがとうございました。

お伺いをしたいんですけども、当事者からのヒアリングを大切にしてくださいというのはよくわかりました。ありがとうございました。そこでご説明いただいた中で、兵庫県明石市で、家根谷敦子さんという方が当選をされましたというご説明をいただきました。兵庫県明石市から、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」のお話もいただきましたけれども、これは家根谷敦子さんがご提案をされて制定が実現されたんですか。

有識者：明石市の条例は、申し訳ありませんが。調べて、後にご連絡します。

委員：ありがとうございました。私のほうでまた調べてさせていただきます。

委員：明石市の条例は、家根さんの当選前からです。前から準備はしていたみたいで

す。

委員：まだまだ質問されたい方もみえると思うんですが、斉藤先生は、この後のご予定もありまして、12時にはここを出られるということなんですが、あと数分ですけれども、この際という方はみえますか。よろしいですか、ご質問のほうは。

それでは、他になれば、これで斉藤先生からの意見聴き取りを終わらせていただきたいと思います。本当に今日のご丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。しっかりこれから条例作りに活かしていきたいと思えます。本当にありがとうございました。

それでは、座ったまま暫時休憩で、斉藤先生が退場いただきますので、お待ちいただけますか。

〔有識者が退席・暫時休憩〕

2 その他

委員：それでは、休憩前に引き続いて再開させていただきます。

まず、今日の聴き取りはこれで終わりますけれども、次回の日程を少し簡単に確認をさせていただきたいと思っています。昨年12月21日議決いただいたとおり、次回は、2月16日午前中に、三重県立聾学校を訪問調査して、その日の13時から第6回検討会を開催し、手話や聴覚障がいに関する団体の方のご意見を聴き取る予定にしておりますので、よろしく願いをいたします。

また、前回の検討会で配付をした意見シートがあると思うんですけれども、提出締切を、団体の方の聴き取りが終わった後の2月23日火曜日にしておりますので、ちょっと皆さんのほうで、意見のとりまとめに入っていて、2月23日までにご提出をいただきますように、よろしく願いいたします。

提出していただいた意見シートについては、どのような趣旨であり、どのような想いを込めたか、どうしてそのような考えに至ったかなどそれぞれの意見について、各委員からその後、直接説明していただきたいと思いますというふうに思っています。なかなか文章を出してもらっただけでは伝わりにくい部分は、その次の検討会で皆さんから説明をいただくということをお願いをいたしたいというふうに思っています。その日程については、別途調整をさせていただきたいと思えます。

本日の議題は以上です。他に委員の方々からご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

(発言なし)

それでは、本日の会議は終了いたします。なお、この後、委員協議を行いますので、委員の方は、ご着席のまま、お待ちください。委員以外の方は、ご退室をお願いします。

(12:00 終了)